

外国公務員贈賄罪 (外国公務員不正利益供与罪)

不正競争防止法
第18条・第21条第2項第7号

(参考) OECD外国公務員贈賄防止条約
<http://www.oecd.org/daf/anti-bribery/oecdantibriberyconvention.htm>

外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して、営業上の不正の利益を得るために、贈賄等をすることを禁止

外国公務員贈賄防止指針 (平成27年7月改訂)
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/overviewofguidelines.html

刑事規定 (第18条第1項)

何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

→罰則 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金 (又はこれの併科) (第21条第2項第7号)
法人両罰は3億円以下の罰金 (第22条第1項第3号)

「外国公務員等」の定義 (第18条第2項)

- ▶外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者 (第1号)
- ▶外国の政府関係機関の事務に従事する者 (第2号)
- ▶外国の公的な企業の事務に従事する者 (第3号)
- ▶公的国際機関の公務に従事する者 (第4号)
- ▶外国政府等から権限の委任を受けている者 (第5号)

不正競争防止法第18条第2項第3号の外国公務員等を政令で定める者を定める政令 (平成13年政令第388号) 参照。
例えば、一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、出資の過半数を所有している場合などがあります。

金銭や物品が少額であるからといって、処罰を免れるというわけではありません。



海外事業展開において賄賂提供は必要悪だ、という時代はすでに終わりました！



外国公務員贈賄リスクの管理を、海外子会社、海外支店に丸投げしたままで大丈夫ですか？



事例

円借款事業である「サイゴン東西ハイウェイ建設計画」のコンサルタント業務受注に対する謝礼として、法人の元役員らが担当局長に対し計82万ドルを供与した事件について、元役員に懲役2年（執行猶予3年）、元常務に懲役1年8月（執行猶予3年）、元ハノイ所長に懲役1年6月（執行猶予3年）、法人に罰金7000万円の有罪判決が科された。

本事案は、外国公務員贈賄罪における初の両罰規定適用事案である。（PCI事件－東京地判平21.1.29）

事例

東京都に本店を置く鉄道コンサルタント事業等を営む株式会社の元社長ら3名が、いずれも被告人会社が有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下、対ベトナム円借款「ハノイ市都市鉄道1号線建設事業」に関し、ベトナム鉄道公社関係者に約7000万円の日本円を、また、対インドネシア円借款「ジャワ南線複線化事業」に関し、インドネシア運輸省鉄道総局関係者に合計約2000万円相当の金銭（日本円及びルピア）を、ウズベキスタン円借款「カルシ・テルメズ鉄道電化事業」に関し、ウズベキスタン鉄道公社関係者に約5477万円相当の金銭（米国ドル）をそれぞれ供与した。

同事案においては、被告人3名に対し、元社長に懲役2年（執行猶予3年）、元国際部長に懲役3年（執行猶予4年）、元経理担当取締役兼取締役に懲役2年6か月（執行猶予3年）、被告人会社に対し9000万円の罰金が科された。

（JTC事件－東京地判平27.2.4）



1. 「営業上の不正の利益を得る目的」の解釈の明確化

- ・社交を隠れ蓑にした贈賄行為を防止し、営業関連活動の過度の萎縮を回避することを目的。
- ・以下の具体例などを記載。
 - － 通関時など現地政府からの合理性のない差別的な取扱いを避けるための支払であっても、**拒絶が原則**。ただし、拒絶したにもかかわらず要求が継続し、**自社の損害回避のためやむを得ず行う支払は処罰対象たる利益供与に当たらないことがある**。
 - － **純粋な社交や自社商品への理解を深めることが目的**である贈答、接待、視察旅費の負担等は必ずしも賄賂とはならない可能性がある。
 - (例1) 現地社会慣習に基づく季節的な少額の贈答品提供
 - (例2) 自社工場（日本ないし第三国）の視察に要する一定の経費（視察に付随する合理的かつ相当な範囲の会食、視察の空き時間等に実施する観光等を含む）

2. 企業における外国公務員贈賄防止体制強化（ベストプラクティス）

- ・会社法、不正競争防止法及び海外法令上、外国公務員贈賄防止体制の構築・運用が必要であることを明記。
- ・以下の対応策を提示。
 - － 具体的な体制の構築及び運用については、企業に広い裁量があるものの、リスク（進出国、事業分野及び行為類型）を勘案した「リスクベース・アプローチ」による**メリハリのある体制を構築・運用することを推奨**。（全ての国、全ての事業分野で厳しい対策を行う必要はない）。
 - － 特に、リスク管理が行われていないことが多い**子会社、孫会社等における対応の重要性、親会社の支援の必要性**を強調。
 - － 現地エージェントの利用、現地企業の取得、接待など**高リスク行為**については、適切な決裁ルートの構築や記録、監査といった**社内検討体制の整備を要求**（虚偽記録や正規でない承認手続は不正を推認させる要素である旨明記）。

3. その他

- ・我が国企業が外国公務員等から賄賂要求を受けた場合
 - 現地日本大使館・領事館に設けられた「**日本企業支援窓口**」等への相談や、日本大使館等を通じた**現地政府との協議**が可能であることを明示。